

小美玉市条例第26号

小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月23日

小美玉市長

島田幸三

小美玉市条例第 26 号

小美玉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

小美玉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年小美玉市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

教育振興基本計画審議会委員	日額 5,000 円	〃
---------------	------------	---

」を「

教育振興基本計画審議会委員	日額 5,000 円 ただし、現職の弁護士、 公認会計士、税理士、大 学の教授又は准教授等、 高度な専門的知識及び 経験を有する者にあっ ては、15,000 円	〃
---------------	--	---

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)新旧対照表

改正案			現行		
別表(第1条、第3条関係)			別表(第1条、第3条関係)		
職名	報酬額	旅費の額 (相当する額)	職名	報酬額	旅費の額 (相当する額)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教育振興基本計画審議会委員	日額 <u>5,000円</u>	”	教育振興基本計画審議会委員	日額 <u>5,000円</u>	”
	ただし、現職の弁護士、公認会計士、税理士、大学の教授又は准教授等、高度な専門的知識及び経験を有する者にあつては、 <u>15,000円</u>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)